

越谷市地域体育館利用案内

令和3年8月1日～

◆体育館使用手続きについて◆

受付 	1. 使用申請は、市内在住・在勤・在学の方は使用日の2ヶ月前から使用日の5日前まで。その他の方は使用日の1ヶ月前から使用日の5日前までです。(電話受付はできません)なお、利用希望日の2ヶ月前または1か月前が日曜日、祝日、休館日の場合は、翌日以後の開館日に受付けます。
申請書の提出 	2. 受付場所及び時間 利用する体育館窓口にて、日曜日・祝日及び休館日を除く 午前9時30分～12時
・使用料の納入 ・領収書の発行 ・許可書の発行 	3. (1)使用料、電気使用料等は、申請の際に納入してください。 (2)利用者の都合で使用しない場合は、使用料は返還できません。 (3)大会等で使用する場合は、使用日の2週間前までに打合せを行ってください。
許可書の提示 	4. 使用の際は、許可書を携帯してください。
利用	5. 使用上の注意を守って使用してください。

◆申請時の注意◆

1. 申請後の還付や振替は原則できません。
2. 高校生以下の方のみでの申請はできません。
3. 身分証明書等の提示を求める場合がありますので、予めご了承ください。
4. 虚偽その他不正により使用許可を受けた場合、使用許可を取消します。
5. 使用者はその権利を他に譲渡等を行うことができません。
6. 混雑時等には申請コマ数の制限等を行うことがあります。職員の指示に従ってください。

◆施設の概要◆

	北体育館	南体育館	西体育館
開館年月	昭和56年4月	昭和57年4月	昭和59年5月
床面積	1,077㎡	1,083㎡	1,127㎡
利用可能 種 目	バスケット2面	バスケット2面	バスケット2面
	バレーボール2面	バレーボール2面	バレーボール2面
	バドミントン6面	バドミントン6面	バドミントン6面
	卓球20台	卓球20台	卓球20台
付 帯 設備等	会議室 ステージ	会議室 ステージ	会議室 移動ステージ
観客収容	200人	200人	200人
所在地	越谷市大杉510	越谷市川柳町4-20	越谷市七左町4-223
電 話	(048)975-2012	(048)987-8438	(048)986-0066

◆使用料◆

1. 基本使用料

区	分	9時 ～11時	11時 ～13時	13時 ～15時	15時 ～17時	17時 ～19時	19時 ～21時
アマチュアスポーツ及びレクリエーションに使用する 場合	全面	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	2分の1	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
その他の場合		4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円

2. 増使用料(体育館、庭球場共通)

5市1町外使用の場合	5市1町外のものの増使用料は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額 (基本使用料+基本使用料0.3倍=基本使用料の1.3倍)
営利・宣伝を目的とする場合	基本使用料に100分の300を乗じて得た額 (基本使用料+基本使用料の3倍=基本使用料の4倍)
入場料金等を徴収する場合	使用者が入場料金等(入場料その他これらに類する料金をいう。以下同じ。)を徴収する場合の増使用料は、1人1回について徴収する最高の入場料金等に70(庭球場は100)を乗じて得た額

<備考>(体育館、庭球場共通)

- (1) 使用時間を超過して使用した場合は、その超過した時間(1時間未満は1時間とみなす。)に応じ、超過使用料(1時間当たりの超過使用料は、基本使用料中の1使用時間当たりの使用料に2分の1を乗じて得た額とする。)を徴収する。
- (2) 「5市1町外のもの」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。
 ア 越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市又は松伏町に住所又は事業所を有する者
 イ 越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市又は松伏町の区域内の学校の児童、生徒若しくは学生又はこれらの者をもつて構成する団体
- (3) 増使用料の算出にあたり、それぞれの場合が重複するときは該当する額を加算するものとする。
- (4) 体育館の会議室の使用は、無料とする。
- (5) 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3. 付帯設備使用料

区 分		9時 ～11時	11時 ～13時	13時 ～15時	15時 ～17時	17時 ～19時	19時 ～21時
放送設備	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに使用する 場合	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	その他の場合	900円	900円	900円	900円	900円	900円
椅子	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに使用する 場合	50脚までごとに 500円					
	その他の場合	50脚までごとに 1,000円					
机	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに使用する 場合	1卓 20円					
	その他の場合	1卓 40円					
コンセント		1口 100円					

<備 考>

次に掲げる場合に電灯を使用するときは、1時間につきそれぞれ定める額を加算する。

- (1) アマチュアスポーツ及びレクリエーションに使用する場合
全面使用については500円、2分の1使用については300円
- (2) その他の場合 1,000円

◆休館日◆(体育館、庭球場共通)

1. 年末年始(12月28日～1月4日)
2. 上記のほか管理上必要があるときは、臨時に休館する場合があります。

◆使用上の注意◆(体育館、庭球場共通)

1. 競技場での火気使用、飲食は厳禁とする。
2. 喫煙は、所定の場所ですること。
3. 体育館での、販売行為はしないこと。
4. 体育館の備品及び器具等を館外へ搬出しないこと。
5. 体育館の施設等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
6. 万一損害を与えた場合は、損害相当額を弁償していただきます。
7. 他人に損害を及ぼし、又は迷惑になるような行為をしないこと。
8. 終了後は清掃し、器具はもとの位置にもどすこと。
9. 使用時間には、準備及び清掃の時間も含んでいます。
10. 体育館では、体育館シューズを履くこと。
11. 駐車場に限りがありますので、出来る限り相乗りや他の交通手段を利用して下さい。
12. ゴミは、必ず持ち帰って下さい。
13. その他、職員の指示する事項は必ずお守り下さい。

庭球場利用案内

◆庭球場使用手続きについて◆

受付 	1. 使用申請は、5市1町内の方は使用日の1ヶ月前から使用日まで、5市1町外の方は使用日の10日前から使用日までです。 (電話受付はできません)なお、利用希望日の1ヶ月前または10日前が日曜日、祝日、休館日の場合は、翌日以後の開館日に受付けます。
申請書の提出 	2. 受付場所及び時間 (1)川柳公園庭球場の受付は南体育館 (2)出羽公園庭球場の受付は西体育館 (3)北体育館庭球場、平方公園庭球場の受付は北体育館 上記にて、日曜日・祝日及び休館日を除く 午前9時30分～12時
・使用料の納入 ・領収書の発行 ・許可書の発行 	3. (1)使用料は、申請の際に納入してください。 (2)キャンセルは使用日の3日前までに申し出てください。
許可書の提示 	4. 使用の際は、許可書を携帯してください。
利用	5. 使用上の注意を守って使用してください。

◆申請時の注意◆

1. 使用申請のコマ数制限(下記参照)があります。
2. 高校生以下の方のみでの申請はできません。
3. 身分証明書等の提示を求める場合がありますので、予めご了承ください。
4. 虚偽その他不正により使用許可を受けた場合、使用許可を取消します。
5. 使用者はその権利を他に譲渡等を行うことができません。

◆使用申請のコマ数制限◆

1. それぞれの受付場所において申請できるのは4コマ(2時間1面を1コマ)までとします。
2. 1において、土曜日、日曜日、祝日は1コマとします。
3. 平日に限り、1日2コマの申請を許可します。
4. 使用日の3日前から使用日当日までの申請についてはコマ数制限を設けません。

◆使用料◆

	区 分	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時
川柳公園庭球場・出羽公園庭球場・北体育館庭球場・平方公園庭球場共通	3月～9月	800円	800円	800円	800円	800円
	10月～2月	800円	800円	800円	800円	